

○北海道循環資源利用促進税条例施行規則

北海道循環資源利用促進税条例施行規則をここに公布する。

北海道循環資源利用促進税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(循環資源利用促進税に係る申告書等の提出)

第2条 循環資源利用促進税についての申告書、申請書、届出書その他の書類は、総合振興局長等（北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）第1条第6号に規定する総合振興局長等をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

(換算して得た重量)

第3条 条例第4条第2項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類（種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあつては、その主たる産業廃棄物の種類）に応じ、当該産業廃棄物の容量（立方メートルで表した容量をいう。）の数値に同表の当該右欄に掲げる換算係数を乗じて得た重量とする。

産業廃棄物の種類	換算係数
(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
(2) 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
(3) 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
(4) 廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
(6) 廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
(7) 廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
(8) 廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
(9) 廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る	1.00

固形状の不要物	
(10) 廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
(11) 廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
(12) 廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
(13) 廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鋳さい	1.93
(14) 廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
(15) 廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
(16) 廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
(17) 廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじん	1.26
(18) 廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00

2 前項の規定により換算して得た重量の単位は、トンとする。

(特別徴収義務者の指定)

第4条 条例第7条第2項の規定による特別徴収義務者の指定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の規定により特別徴収義務者を指定したときは、別記第1号様式により、当該特別徴収義務者及び当該特別徴収義務者に係る最終処分業者に通知しなければならない。

(納入申告書)

第5条 条例第8条第1項の納入申告書は、別記第2号様式とする。

(期間等の指定)

第6条 条例第8条第2項又は第12条第2項の規定による期間又は期限の指定は、総合振興局長等が行うものとする。

2 総合振興局長等は、前項の指定をしたときは、別記第3号様式により、通知するものとする。

(特別徴収義務者の登録等)

第7条 条例第9条第1項の申請書は、別記第4号様式とする。

2 条例第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による登録及び

証票の交付は、総合振興局長等が行うものとする。

- 3 総合振興局長等は、条例第9条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により特別徴収義務者を登録したときは、別記第5号様式により、当該特別徴収義務者に通知しなければならない。
- 4 条例第9条第2項の規則で定める証票は、別記第6号様式とする。
- 5 条例第9条第3項の規則で定める登録変更申請書は、別記第7号様式とする。
- 6 条例第9条第7項の規定による証票の返納は、返納する証票に別記第8号様式の返納書を添えて総合振興局長等に返納するものとする。

（徴収猶予の申請等）

- 第8条** 条例第10条第1項の規定による徴収猶予は、総合振興局長等が行うものとする。
- 2 条例第10条第2項の申請書は、別記第9号様式とする。
 - 3 条例第10条第3項において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2の2の規定による徴収猶予の承認又は不承認の通知は、別記第10号様式によるものとする。

（担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続）

- 第9条** 条例第10条第1項の規則で定める要件は、同項の規定により徴収猶予の申請をした循環資源利用促進税の特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前3年以内において循環資源利用促進税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における循環資源利用促進税に係る徴収金の納入状況からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る循環資源利用促進税を納入することが確実に認められることとする。
- 2 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定は、条例第10条第1項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

（徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除決定等）

- 第10条** 条例第11条第1項又は第3項の規定による循環資源利用促進税の徴収不能額等の還付若しくは充当又は納入義務の免除の決定は、総合振興局長等が行うものとする。
- 2 条例第11条第2項の申請書は、別記第11号様式とする。
 - 3 総合振興局長等は、第1項の決定をしたときは、別記第12号様式により申請した者に通知するものとする。

（納付申告書等）

- 第11条** 条例第12条第1項の納付申告書は、別記第13号様式とする。
- 2 条例第12条第3項の修正申告書は、別記第14号様式とする。

（最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出等）

- 第12条** 条例第13条第1項の届出書は、別記第15号様式とする。
- 2 条例第13条第2項の規定による変更の届出は、別記第16号様式により行うものとする。
 - 3 条例第13条第2項の規定による最終処分場における埋立処分の終了又は休止の届出は、別記第17号様式により行うものとする。

（更正等の通知書）

第13条 条例第14条の通知書は、別記第18号様式とする。

(特別徴収義務者等の帳簿の記載義務等)

第14条 条例第15条第1項の規定による帳簿の記載については、最終処分場ごとに、産業廃棄物の搬入の都度次に掲げる事項を帳簿に記載するものとする。

- (1) 最終処分場への産業廃棄物の搬入年月日
 - (2) 搬入された産業廃棄物の種類、重量及び税額
 - (3) 搬入された産業廃棄物の容量（条例第4条第2項の規定により当該産業廃棄物の重量を第3条の規定により換算して得た場合に限る。）
 - (4) 循環資源利用促進税の特別徴収義務者（条例第2条第2号イに掲げる者に限る。）にあつては、納税義務者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号（廃棄物処理法第12条の5第1項の規定により同項に規定する情報処理センターに当該産業廃棄物に係る登録がされている場合は、登録番号）
- 2 北海道税条例施行規則第84条から第88条まで及び第90条の規定は、条例第15条第1項の規定による帳簿の備付け、記載及び保存をする場合について準用する。

注 平成32年4月1日から施行

(特別徴収義務者等の帳簿の記載義務等)

第14条 条例第15条第1項の規定による帳簿の記載については、最終処分場ごとに、産業廃棄物の搬入の都度次に掲げる事項を帳簿に記載するものとする。

- (1)~(3) 略
 - (4) 循環資源利用促進税の特別徴収義務者（条例第2条第2号イに掲げる者に限る。）にあつては、納税義務者の氏名又は名称及び廃棄物処理法第12条の3の規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号（廃棄物処理法第12条の5第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する情報処理センターに当該産業廃棄物に係る登録がされている場合は、登録番号）
- 2 略

(減免)

第15条 条例第17条第1項の規定による循環資源利用促進税の減免の決定は、総合振興局長等が行うものとする。

- 2 条例第17条第2項の申請書は、別記第19号様式とする。
- 3 総合振興局長等は、前項の申請書を受理したときは、これを審査の上、減免するかどうかを決定し、その旨を申請した者に通知しなければならない。

(賦課徴収)

第16条 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、北海道税条例施行規則の定めるところによる。この場合において、同規則第14条の3中「において準用する場合を含む。」とあるのは「並びに北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第10条第3項において準用する場合を含む。」と、同規則第15条中「において準用する場合を含む。」とあるのは「又は北海道循環資源利用促進税条例第10

条第3項において準用する場合を含む。）」と、同規則第26条第4号中「及び第61条の21」とあるのは「、第61条の21並びに北海道循環資源利用促進税条例第12条及び第14条」と、同条第5号中「及び第61条の21」とあるのは「、第61条の21並びに北海道循環資源利用促進税条例第8条及び第14条」とする。

注 平成31年10月1日から施行

(賦課徴収)

第16条 循環資源利用促進税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、北海道税条例施行規則の定めるところによる。この場合において、同規則第14条の3中「において準用する場合を含む。）」とあるのは「並びに北海道循環資源利用促進税条例（平成17年北海道条例第124号）第10条第3項において準用する場合を含む。）」と、同規則第15条中「において準用する場合を含む。）」とあるのは「又は北海道循環資源利用促進税条例第10条第3項において準用する場合を含む。）」と、同規則第26条第4号中「第63条の13」とあるのは「第63条の13並びに北海道循環資源利用促進税条例第12条及び第14条」と、同条第5号中「第61条の21」とあるのは「第61条の21並びに北海道循環資源利用促進税条例第8条及び第14条」とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。